

# ショッピングガード保険(海外)のご案内

補償金請求者：セブカード・プラス/セブカード会員(家族会員も含まれます)

年間補償限度額：100万円  
※上記金額は会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額

自己負担額：1回の事故につき1万円

補償金額：カードご利用金額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額か、購入金額のどちらか低い金額)から自己負担額を控除した額を限度額とします。  
※物品の購入に際しカードと現金、商品券等を併用された場合には、カード利用額から自己負担額1万円を控除した額を限度とします。

補償を受けられる：補償の対象になる物品を正当な権利をもつ人および補償金を請求できる人  
て所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々から補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

## お支払いする場合

補償期間内にセブカード・プラス/セブカード会員が海外所在の加盟店でセブカード・プラス/セブカードを利用して購入した物品(詳細は右記)で購入日(配送等による場合は物品の到着日)から90日以内に偶然の事故によって損害を被った場合。海外所在の加盟店より通信販売によって購入した場合も対象となります。

## お支払いできない場合

- 会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害。
- 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはなすみ食い、虫食い等に起因する損害。
- 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥、およびこれらの欠陥に起因する損害。
- 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。
- 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。
- 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。
- 置き忘れまたは紛失に起因する損害。
- 水害、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。
- 詐欺または横領に起因する損害。
- 物品の誤った使用に起因する損害。等  
※物品の配送中に生じた損害は対象となりません。

## 補償の対象となる物品

セブカード・プラス/セブカード会員がセブカード・プラス/セブカードを利用して海外所在の加盟店より、直接購入もしくは通信販売によって購入した物品。ただし、次に掲げるものを除きます。

- 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボートおよびこれらの付属品
- 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの
- 動物および植物
- 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケットや金券類
- 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの
- 自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品
- 食料品
- 会員が従事する職業上の商品となるもの  
※ギフトカードで購入した物品は対象となりません。  
※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもあります。詳しくは下記「損保ジャパン日本興亜セブカードサービス事故受付デスク」にご確認ください。

## 保険金の請求について

### 1. 保険金請求手続き

- お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに損保ジャパン日本興亜セブカードサービス事故受付デスク(下記)に事故のご報告をしてください。
- 保険金の請求をする際は右記「3. 必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

### 2. 事故時の連絡先

#### 損保ジャパン日本興亜セブカードサービス事故受付デスク

※ご利用の際はカードをお手元にご用意ください。

**0120-124-842 (通話料無料)**  
9:00AM~5:00PM 日・祝休

※「損保ジャパン日本興亜セブカードサービス事故受付デスク」における事故受付の際、保険会社が会員資格有効性を確認するために、カード番号をご申告いただいております。

### 3. 必要書類

ご請求になる保険金種類	盗難事故保険金	破損事故保険金	火災事故保険金	その他の事故保険金	ご案内
必要書類					
保険金請求書	○	○	○	○	必要事項を記入のうえご署名・ご捺印ください
罹災(りさい)証明書および盗難届出済証明書	○		○		管轄の警察署・消防署でお取り付けください
修理費請求書または見積書		○	○	○	購入先または修理先でお取り付けください
クレジットカード売上票(お客様控)	○	○	○	○	
申請者の顔写真		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご案内させていただきます

1. ○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類です。
2. 全損の場合、品物をお預かりする場合があります。
3. 上記各書類はコピーしたものではありません。
4. 破損の場合、損害保険ジャパン日本興亜(株)に連絡される前に被害品を処分されたときは、保険の支払いに差し障りが生じることがあります。

## お問い合わせ先

コールセンター 9:00AM~8:00PM/年中無休・自動音声応答

東京 **0422-41-7110**

大阪 **06-6949-0763**

札幌 **011-222-5465**